（サイバーセキュリティの確保）

第百十五条の二　放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

（準用規定）

第百五十四条　第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第百七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）」と、第百十二条第一項中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第百五十三条」と、第百十五条の二中「放送の」とあるのは「有線放送の」と読み替えるものとする。

別表第二十八号（第127条関係）

基幹放送設備の状況報告書

［略］

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □サイバー事案　□その他				

［注１～注５　略］

注６　サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注７　［略］

［新設］

（準用規定）

第百五十四条　第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条及び第百十四条の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第百七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）」と、第百十二条第一項中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第百五十三条」と読み替えるものとする。

別表第二十八号（第127条関係）

基幹放送設備の状況報告書

［同左］

発生年月日（発生時刻）	復旧年月日（復旧時刻）	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				
		□設備故障　□回線障害 □自然災害　□停電 □その他				

［注１～注５　同左］

［新設］

注６　［同左］